

東広島市総合教育会議設置運営要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が相互の連携を緊密にしながら、地域の実情に応じた教育行政を推進するため、東広島市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員（以下「構成員」という。）の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒及び幼児の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合又は前項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止する場合を含む。）は、当該通知の内容を公表するものとする。

3 会議の定例会は年2回とし、毎年4月及び10月に開催するものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定例会を開催する月を変更することができる。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、会議において特別に協議又は調整すべき事項があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(議事進行)

第5条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第6条 市長は、会議の議事が、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、非公開とする。

2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を非公開とする場合は、この限りでない。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 市長は、法第1条の4第7項の議事録に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 議事及び議事に係る出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(公表の方法)

第9条 公表は、市役所前の掲示場に掲示するとともに総務部総務課のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、総務部総務課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。